

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和4年8月30日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 本館3階 第1会議室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
7番	河野 博子	8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美		
13番	黒木 正行	14番	有澤 章	15番	戸高 一志
16番	永田 貞義	17番	河野 伊栄雄	18番	樽見 一寛

4 欠席委員 12番 林田 泰代

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第43号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について
- 第5 議案第44号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第6 議案第45号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第46号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第8 議案第47号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第9 議案第48号 非農地判断について
- 第10 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 5番 湯地 二三夫

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 局長補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、8月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、8月の諸報告をさせていただきます。 9日、あっせん会を開催しました。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 同じく10日、あっせん会を開催しました。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 17日、女性農業委員連絡協議会総会及び研修会がメディキット県民文化ホールにて開催されました。 18日、川南町都市計画審議会が開催され、会長が出席されました。 19日、4・5条現地調査検討会、第1小委員会を開催しました。 23日、農業者年金加入推進特別研修会がWeb形式で開催され、会長が出席されました。 26日、農業委員等への女性の積極的な登用に関する要請活動が行われ、副会長が対応されました。 本日、8月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	9番	議長、9番。 8月10日、午前9時より16番委員と役場第3会議室で農家相談を行いました。相談件数は、2件でした。 <農家相談 報告>
報告 あっせん会	議長	あっせん会について、担当委員の報告をお願いします。
42号2番	4番	議長、4番。 8月9日、午前10時より17番委員と役場第3会議室であっせん会を開催しました。 両者の希望金額は、始めはかなり開きがありましたが、3、4回調整を凶ったところ1反あたり41万円で合意しました。相場より少し安い気がするのですが、川沿いの田で農地の形状が少し悪かったことと4、5年前に大水が出た時に砂利が流れ込んでしまった条件が悪かったためです。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
42号1番	1番	続きまして、8月10日のあっせん会について報告します。8月10日、午後1時30分より16番委員と役場第3会議室であっせん会を開く予定でしたが、譲渡人には買い手のついた農地だけということでした承されていたのですが、当日全部が一緒ではないとだめだと言われ、開催が出来ませんでした。あっせん会を開くことはできませんでしたが、今の現状を譲渡人に話をし、買い手は管理をしてもらえればよいということでした。その後に現地へ行って状況の確認をしました。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、4番 井尻 恵雄委員、5番 湯地 二三夫委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第43号 買受適格	議長	【日程第4】議案第43号 「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第43号 「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本案件は、宮崎地方裁判所が行う競売農地の競売の参加資格を得るため、買受適格証明願が1件提出されたものでございます。 申請人の競売の買受希望地の所在、地番、地目、地積等及び買受理由は別紙記載のとおりでございます。 ご審議の上、競売の参加について、買受適格者であるか否かについて、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。 尚、承認をいただいた場合は、付帯事項に基づき事務処理をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。住宅の一部が農地に建っているため5条申請です。申請人は中古住宅を買ってリフォームをして販売している会社です。申請の農地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地、第3種農地なので許可できると判断されます。調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第44号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第44号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第44号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請人は親戚関係になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	17番	議長、17番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。家の周りに3筆と1筆離れたところにあるのですが、その農地に松の木とヒツバが植えてありますが、受人が伐採、抜根をして農地に戻すそうです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。 ここで、8番委員の入室を許可します。 < 8番委員入室 > 次に、3号。
3号 補足説明	9番	議長、9番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人は町外におられて耕作が出来ないので売りたいということでした。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	14番	議長、14番。 受人の方の経営面積、経営作物が記載されていますが、この方は農地を貸していると思うのですが、どうなっていますか。
	事務局	議長、事務局。 記載されている経営面積は自作されている分で、ほかに町内に3町4反持っていてそちらは契約を入れて貸借を結んでいます。
	議長	ほかに質問はありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第45号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第45号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第45号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 8月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号、3号、4号は許可相当、2号は始末書条件で許可相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	6番	議長、6番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。借り人は貸し人の娘婿になります。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であるため、不許可の例外に該当すると思ひます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	8番	議長、8番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。進入路と作業場の申請になります。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものである許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので追認できると判断しました。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。
3号 補足説明	7番	議長、7番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。老人ホームの駐車場の上の段になります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ため第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。</p>
4号 補足説明	18番	<p>議長、18番。 4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。工事のための進入路、駐車場の一時転用になります。申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地のため農用区域内農地と判断されますが、一時転用であり、目的達成の上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため不許可の例外に該当すると思います。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 4号については、承認する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第46号 集積(所有権)	議長	【日程第7】 議案第46号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第46号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その 提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	4番	議長、4番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願ひします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	4番	議長、4番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。あっせんで成立した売買になり ます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第47号 集積(利用権)	議長	【日程第8】 議案第47号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第47号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、7件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 ここで、7番委員の退室を求めます。 ＜ 7番委員退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	9番	議長、9番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よりしくお願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 ここで、7番委員の入室を許可します。 ＜ 7番委員入室 ＞ 次に、3号。
3号 補足説明	3番	議長、3番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よりしくお願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	18番	議長、18番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よりしくお願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、5号。
5号 補足説明	18番	議長、18番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。借手の方は、新規就農者になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長 議長	議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	6番	議長、6番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長 議長	議長 6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	4番	議長、4番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	議長 7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第48号 非農地判断	議長	【日程第9】 議案第48号 「非農地判断について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第48号 「非農地判断について」その提案理由を説明申し上げます。 提案する土地の一覧は別紙のとおりで、所在、地番、地目、地積及び所有者は記載のとおりです。 事務局からの補足説明を受けて、御審議の上、提案案件が農地法第2条1項の農地に該当しない旨の判断を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局からの補足説明を受けて審議を進めていきます。
1号 補足説明	事務局	議長、事務局。 議案第48号について補足説明いたします。 令和3年度に行いました農地利用状況調査の結果をもとに、今年2月から委員会ごとに調査をしてもらいました非農地判断の結果を記載しています。今後の進め方についてですが、内容について再度確認、精査をしまして、それが済みましたら所有者へ非農地通知書、地目変更登記のお願いの文書を送付します。あわせて、関係機関の法務局、町税務課へ非農地通知一覧表を送付します。非農地判断した土地の地区目変更登記については、基本的には所有者が申請するものなので、市町村長が職権で登記の修正を申し出る事例もありますが、今のところ川南町としては行わない予定です。今回が利用状況調査をもとにした初めての非農地判断になりますが、今後も皆様のご意見を聞きながら非農地判断を行っていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。
	議長	1号について、事務局からの補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	6番	私の担当の所で2筆ほど取り消しをしたいところがあるのですが、今ここで言えばよいですか。
	事務局	各委員によっていろいろあるかもしれませんが、総会後に相談を受けたいと思います。
	4番	今回初めての処理ですが、まだ残されている農地もありますが、まだ2弾3弾とやるのですか。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
	事務局	今回で終わりではなく、今後も非農地判断は行っていくこととなります。
	5番	本人への通知はいつ頃に出す予定ですか。
	事務局	法務局等に報告してそれから通知を出したいと考えています。
	5番	通知をもらった人がどういう判断をするのか。地権者と協議をする場が必要では
	議長	農業委員会としては、非農地と判断しましたという通知なので、それからの判断は所有者がされると思います。そういうことも含めて委員会ごとに現地確認をしてもらったのですが。
	4番	非農地判断をすることは悪いことではないのですが、もし荒れてきた場合に周りの農地の人に迷惑をかけてしまうのではないか、今でも管理できないという人はいるのですが、土地が荒れると財産放棄をする人が増えていくと思うので、農業委員会としても考えていく必要があるのではないのでしょうか。
	6番	委員会で現地確認をした結果なのでこのままで良い気もしますが、問題のあるようなところは各委員が現地を見て事務局に相談に行けば良いのではないのでしょうか。
	議長	ほかにありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、非農地判断する事にいたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第10】「その他」となっています。何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、耕作者変更のためが3件、売買のためが2件、契約面積変更のためが2件、貸手の都合のためが2件の計9件となります。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「9月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「9月の行事予定」について、報告がありました。他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和4年8月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 8月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

4番

5番